

社会開発サミットのフォローアップと 労働組合運動の課題

小森 良夫

1995年3月コペンハーゲンで開かれた国連主催の世界社会開発サミット(WSSD)は、貧困の撲滅、失業の克服、社会的統合をめざす社会開発の課題を初めて正面に掲げた諸国家首脳の国際会議として、国連50年の歴史の中で一つの画期をなすものであった。

サミットが採択したコペンハーゲン宣言と行動計画¹⁾は、参加諸国政府間の妥協の所産としてさまざまな弱点や不十分さを持つとはいえ、国連憲章の諸原則に立脚する「人間中心の持続可能な開発の実現」(宣言、第4項)という理念を掲げ、「世界のあらゆる国々に影響を与えている深刻な社会問題、特に貧困、失業及び社会的疎外に対する緊急な取り組みの必要性」(宣言、第2項)の認識のうえに立って、各国家・政府首脳が10項目の誓約(コミットメント)をおこない、その実現に向けての政策と行動を提起したものであった。

このサミットのもうひとつの特徴は、労働組合をふくむ非政府組織(NGO)の代表がかつてない広範な規模で参加したことであった。サミット参加者は総数186ヵ国、1万4000人にのぼったが、その中には811のNGOからの2300人の代表がふくまれており、サミットと並行して「NGOフォーラム'95」が開かれた。

労働組合についていえば、日本の全労連をふくめ約130の労働組合組織がサミットに参加し、会期中にILO理事会労働者グループの呼びかけ

で「WSSD労働組合フォーラム」が開かれた。全労連は今回初めて国連主催の会議にNGO参加資格を正式に承認され、代表をサミットに送った。労働組合フォーラムでは全員一致で宣言²⁾を採択し、その中で社会開発サミットの開催を「国際共同体がこの世界での巨大なしかも増大する不公正に反対するため緊急に行動する必要を確認したしるしとして歓迎し、これを支持」するとともに、「労働組合はこの事業の中で不可欠のパートナーである」ことを確認した。

サミットで誓約された貧困の撲滅、生産的雇用の拡大と失業の削減などの課題が、世界の労働者にこそ最も深くかかわる問題であり、労働組合の本来的な任務であることはいうまでもない。重要なことは、これらの課題が国際政治の議事日程に上げられ、国連と各国政府が諸国民に向かってその解決のための国際的誓約をおこなったということである。その意味でコペンハーゲン宣言と行動計画は、国連憲章、世界人権宣言、国際人権規約、ILO諸条約などとともに、世界の労働者と労働組合の歴史的なたたかひの獲得物であると同時に、労働組合運動の新しい強力な武器となり、運動の前進に新しい可能性と展望を開くものである。それだけに、社会開発サミットのフォローアップにおいて労働組合が果たすべき役割は特別に重要である。サミットの採択文書でも、特に労働組合にたいして「社会開発プログラムの計画及び実行に参加する」

(行動計画、第86項C)ことを求めているが、労働組合はサミットの掲げた目標実現のために、世界の諸国民と民主勢力の世論と運動をリードする中心勢力として行動することが求められているといえよう。このような問題意識にたって、サミットのフォローアップにおける労働組合の課題のいくつかについて検討しておきたい。

貧困の撲滅に向かって

コペンハーゲン宣言は、人類的課題として世界の貧困を撲滅する目標を誓約し、このために、国内レベルで、市民社会のすべての主体と協力共同して「できる限り短期間で全般的な貧困を実質的に削減し、不平等を削減するとともに各国が国内の状況に応じて設定する目標期限までに絶対的貧困を根絶するための国内政策及び国内戦略を緊急事項として、できる限り国際貧困撲滅年の1996年までに策定または強化する」こと、「貧困の根本的な原因に取り組み、あらゆる人々の基本的ニーズを提供するため我々の努力と政策を傾注する」(宣言、コミットメント2)などを誓約した。

市民社会の重要な構成主体である労働者と労働組合は、こうした国内貧困撲滅計画の早急な策定を日本政府にたいして要求するとともに、計画に盛りこむべき諸目標を労働組合の側から積極的に要求していくことが必要であろう。

この点で全労連が現在すすめているナショナル・ミニマム確立の要求運動は、社会開発サミットの貧困撲滅戦略に基本的に合致したものであり、サミットの宣言と行動計画はこの運動に新たな国際的根拠を与えたといえる。全労連をはじめとする日本の階級的労働組合は、全国一律最低賃金制の確立、社会保障の拡充を土台としたナショナル・ミニマムの要求課題を、日本の貧困撲滅計画の柱にすえるよう要求し、その

実行を政府、独占資本に迫ってゆくたかひを国民と共同してすすめることが重要となっている。

サミットの論議では、軍事費を削減して社会開発にまわす必要性が強調された。軍事優先路線に立つ国々の抵抗もあって、宣言では、軍事費削減によって財源を生みだす「新しい立法を採求する」(コミットメント9)という規定にとどまったが、行動計画では、「社会、経済開発への資源を増大するために、適当な場合には、過度な軍事支出及び武器生産及び購入を国家の安全保障に従いつつ削減すること」(行動計画、第87項)が誓約された。

この誓約は、わが国の労働組合と民主勢力がすすめてきた「軍事費を削って福祉・教育の充実を」めざす大運動の路線と合致するものであり、今回のサミットによりわが国のこの運動に国際的な大義があることが明確にされたわけである。この国民大運動をさらに前進させることは、サミットのフォローアップの重要な内容をなすものである。

生産的雇用の拡大と失業の削減

サミットの宣言は、「我々の経済・社会政策の基本的プライオリティーとして完全雇用の目標を促進し、すべての人々が自由に選択した生産的雇用と職業を通じて確実に持続可能な生計を得ることができるようにすること」(コミットメント3)を誓約した。そして行動計画では、「使用者、労働組合及び市民社会のその他の主体の完全参加のもと、雇用の創出を国内戦略及び政策の中心に置くこと」(行動計画、第47項)が緊急に必要であるとして、雇用創出戦略への労働組合の全面的参加を求めた。

雇用問題でのサミットのこうした合意は、基本的に積極的なものであるが、その反面、たと

国際・国内動向

えば「民間のイニシアチブを阻害する規制の緩和」（行動計画、第51項）を求めたり、「生産の段階的な中止あるいは企業の閉鎖の際、労働者の再配置を容易にするため、労働移動を促進し、再訓練し、社会保護の十分なレベルを維持すること」（行動計画、第53項）などとして、独占資本のリストラ戦略に呼応した“労働市場の弾力化”を容認する立場をとっている。

ILO第82回総会の会期中に開かれた「社会開発サミットのフォローアップに関する非公式閣僚級三者構成会合」³⁾でも、使用者代表側から、「労働市場の硬直性の除去」が強く主張され、サミットの採択文書がこのことに考慮を払っている点に支持を表明している。これらはいずれも、今日の雇用失業問題をめぐる世界規模での労資の鋭い対決を反映している。それだけに、サミットが掲げた「生産的雇用の拡大と失業の削減」「完全雇用」という積極的な目標実現のためには、労働者と労働組合の正確で強力なたたかいが不可欠である。

全労連などが展開している「労働時間短縮による雇用確保・拡大」や「解雇規制」をめざすたたかいはその重要な一環であり、社会開発サミットはこれらのたたかいに国際的な大義を与えるものである。

サミットの採択文書には「解雇規制」についての明文的な規定はないが、行動計画では「構造調整、安定あるいは改革プログラムが労働力、特に弱者及び職を失った人々に及ぼす悪影響を最小化する適当な社会的安全機構を設置すること」（行動計画、第49項）を求めている。解雇規制は、もっとも効果的な社会的安全機構となるであろう。去る6月の第82回ILO総会でも、「正当化できない解雇にたいする保護」の必要性が論議された⁴⁾。先進資本主義国でも発展途上国においても、多国籍企業、独占資本及びその政

府が強行している「正当化できない解雇」によって大量雇用破壊が進行している。解雇規制の制度化の問題は、ILOなど国際的な場でも積極的にたたかいとっていくべき課題となっている。

多国籍企業の民主的規制

サミットの行動計画は、「多国籍企業及び国内企業に対し、国内法及び法制に適合しつつ、環境保護の枠組みの中で、国際的合意及び条約に従い、それら企業の活動の社会的・文化的インパクトに対する適当な考慮を払いながら活動するよう促す」（行動計画、第12項）としている。この提起は、極めて緩やかであるとはいえ、多国籍企業が自らの行動についての社会的責任を負うようにさせることを誓約したものである。また、ここでいわれている国際合意・条約には、例えば新国際経済秩序樹立宣言の中でうたわれた「多国籍企業活動の規制及び監督」についての原則や、ILOの「多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」などが含まれていることは明らかである。

全労連は、社会開発サミット労働組合フォーラムへの報告文書⁵⁾の中で、多国籍企業の民主的規制にむけた労働組合の国際的連帯の意義がますます大きくなっていることを確認するとともに、それぞれの国において大企業の横暴を民主的に規制するたたかいの重要性を強調し、この課題が「貧困、雇用、社会的統合」というサミットのテーマの解決のためにも決定的に重要であると指摘した。

世界労連の代表も同じ労組フォーラムでの発言⁶⁾の中で、「サミットの諸決定の実行にあたって国連とその加盟国ならびにNGOは、従来いかなる規制からも自由であった多国籍企業・銀行の行動にたいする規制と管理の問題に取り組み解決すべきである」とし、「今こそこれら国際カ

ルテルの行動の否定的な諸結果に真剣に対処し、多国籍企業が民族の主権、公共の利益及び国際労働基準を尊重するようにさせるべき時が来ている」と強調した。そして、(1)国連における多国籍企業行動規範作成の作業を復活すること、(2)ILOの「多国籍企業及び社会政策に関する三者宣言」をILO条約に格上げすること、という具体的提案をおこなった。この二点の提案は、94年11月の第13回世界労組大会で採択された、多国籍企業の民主的規制にかんする決議の中で提起されたものである。

また、サミット参加のNGOのうち約600の組織が共同して発表した「オルタナティブ宣言」⁷⁾も、「多国籍企業にすべての諸国民の基本的権利を尊重させることを保障するような、真に民主的で拘束力のある規制のための行政的・法的な機構と手段を確立」すべきことを要求し、国連が多国籍企業行動規範を完成させる作業を至急に再開するよう求めた。

このように、日本の階級的労働運動と革新勢力が先駆的に掲げてきた多国籍企業・大企業の民主的規制という闘争課題は、今や文字どおり

国際化し、今回のサミットを機に貧困撲滅と完全雇用など社会開発をめざす国際的共同行動の統一課題となりつつある。それだけに日本の労働組合運動のいっそうのイニシアチブが期待されているといえよう。

(注)

- 1) The Copenhagen Declaration and Programme of Action, World Summit for Social Development, 6-12 March 1995, United Nations, New York 1995.
本文中の引用は外務省の仮訳に拠ったが、訳語の欠落など一部を補正した。
- 2) The Declaration, Trade Union Forum at Copenhagen, 8 March, "Flashes from the Trade Unions" No.7/95.
- 3) Record of proceedings, Informal Tripartite Meeting at the Ministerial Level on the Follow-up to the World Summit for Social Development, Geneva, 9 June 1995, ILO Geneva.
- 4) WFTU Statement at 82nd Session of International Labour Conference, "Flashes from the Trade Unions" No.14/95.
- 5) 国連世界社会開発サミット・労働組合フォーラムでの報告文書、1995年3月、全国労働組合総連合、全労連第13回定期大会資料集。
- 6) WFTU Statement at Copenhagen Trade Union Forum, "Flashes from the Trade Unions" No.7/95.
- 7) The Alternative Declaration of NGOs, "Flashes from the Trade Unions" No.7/95.

(会員・国際労働運動研究者)

福島県における産業空洞化と 地域破壊の実態

小川 英雄

1970年代頃まで、福島県の基幹産業は「農業」が不動の位置をしめていたことは表1の通りで、70年に全従業者の約35%、つまり3人に1人は農業従事者だったのを見ても一目瞭然である。しかし、自民党とそれにすり寄り各党（日本共産党を除く）が、こぞって農業切り捨ての亡国

農政を推し進める中で、1990年には何と20万人も減って、農業従事者の比率は13.5%、8人に1人へと激減したのである。

『資本論』の本源的蓄積の項をも想起させるような形で、農業を追われた人たちは「製造業」を中心とする第2次産業、「サービス業」や「卸